# 労働者の1日の生活時間

### <平成28年社会生活基本調査>

# (男女、15歳以上、有業者(主に仕事)、平日)

睡眠 7. 2	食事等	仕事 8. 1	余暇
睡眠 7. 2	5. 3		3. 4

- (注) 1 食事等は、食事、身の回りの用事、通勤等の時間である。
  - 2 余暇は、趣味・娯楽、休養・くつろぎ等の時間である。

## 【平成28年社会生活基本調査の概要】

## 1 調査の地域

平成22年国勢調査の調査区(ただし,平成27年国勢調査調査区設定時に境界変更等があった場合は, 当該境界変更等を反映)から、平成28年熊本地震の影響のため、熊本県の一部地域を除いた総務大臣の 指定する7,311調査区において調査を行った。

#### 2 調査の対象

指定調査区の中から選定した約8万8千世帯に居住する,10歳以上の世帯員約20万人を対象とした。 このうち、今回の公表に係る集計対象は、約19万人である。

#### 3 調査の期日

調査は、平成 28 年 10 月 20 日現在で行った。

ただし、生活時間については、10月15日から10月23日までの9日間のうち、調査区ごとに指定した連続する2日間について調査した。

## <参考:平成13年脳心検討会報告書>

睡眠 7.4	食事等	仕事 (拘束時間)	余暇
<b>唑</b> 氏 1. 4	5. 3	9. 0	2. 3

- (注) 1 食事等は、食事、身の回りの用事、通勤等の時間である。
  - 2 拘束時間は、法定労働時間(8時間)に休憩時間(1時間)を加えた時間である。
  - 3 余暇は、24時間から睡眠、食事等、仕事の各時間を差引いた趣味、娯楽等の時間である。